平成２４年（フ）第４８号
神奈川県南足柄市狩野13番地１　フォーンハイツ104
債務者　石橋　和眞
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２号
長野県松本市梓川倭2449番地１　アメニティあずみ野Ｂ101号室、住民票上の住所長野県東筑摩郡山形村3132番地12
債務者　百瀬　有子
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５４号
静岡県掛川市各和32番地の１
債務者　藤本　欽吾
１　決定年月日時　平成24年２月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
静岡県掛川市各和32番地の１
債務者　藤本　英美
１　決定年月日時　平成24年２月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
愛知県江南市草井町中野103番地
債務者　馬場愛之祐
１　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１７３２号
大阪市港区波除３丁目４番４号　コアロード波除201号、申立時の住所京都市北区紫野上野町121番地３　ハイツＪＵＮ２Ｆ
債務者　中村　正明
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
京都府宇治市木幡陣ノ内45番地　東英ハウス陣ノ内Ｂ棟２階４号
債務者　馬場　孝弘
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
京都府木津川市木津清水６番地
債務者　北　恵理子
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
京都市山科区厨子奥若林町63番地３　つかさハイツ101号
債務者　三村　勝美
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
京都府八幡市男山笹谷５番地―Ｄ17―403
債務者　森　　浩彰
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８号
島根県出雲市矢野町763番地１、旧住所松江市島根町野波3547番地
債務者　熱田　彩子（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７３号
香川県高松市鬼無町是竹24番地３
債務者　松本　絹子（旧姓宮脇）
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１４号
香川県高松市香川町浅野591番地１、住民票上の住所香川県高松市田村町85番地３
債務者　道久　栄二
１　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８７２４号
大阪府寝屋川市香里北之町25番１号
債務者　原田　幹子（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８２７号
大阪府寝屋川市明徳１丁目３番41―201号
債務者　前坂　嘉之
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６号
大阪市大正区北恩加島１丁目３番１―503号
債務者　野原　珠美
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１２号
大阪市北区本庄西３丁目４番16号　メゾンドゥレイナ３―201号室
債務者　海老瀬　紀
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３１号
大阪府豊中市新千里東町２丁目５番12―110号
債務者　加藤　千津
１　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部